

横浜市国民健康保険運営協議会 審議報告

平成 24 年 11 月 28 日

横浜市国民健康保険運営協議会 会長 山崎泰彦

1 議題

横浜市国民健康保険料算定方式の変更について

2 審議日程

(1) 第 1 回審議

平成 24 年 7 月 24 日（火） 平成 24 年度第 1 回横浜市国民健康保険運営協議会

(2) 第 2 回審議

平成 24 年 9 月 24 日（月） 平成 24 年度第 2 回横浜市国民健康保険運営協議会

(3) 第 3 回審議

平成 24 年 11 月 28 日（水） 平成 24 年度第 3 回横浜市国民健康保険運営協議会

3 審議内容

(1) 保険料算定方式の変更についての確認

当局による下記説明を踏まえ、算定方式変更の特徴や影響について確認した。

ア 新たな算定方式である「旧ただし書方式」の特徴について

- ・ 旧ただし書方式は、市民税で用いる所得控除がないため、税制改正の影響を受けにくい。
- ・ 市民税方式に比べると中間所得層の負担が緩和される。

イ 算定方式の変更に伴う保険料負担への影響について

- ・ 33 万円以上の所得がある場合、市民税非課税世帯にも新たに所得割額の負担が生じる等、低所得世帯の負担が増加する。
- ・ 所得控除の大きい世帯の負担が増加する。

(2) 算定方式の変更に伴う保険料負担への影響を考慮した対応についての検討

当局による下記説明等を踏まえ、賦課割合の変更や経過措置の実施について審議した。

ア 賦課割合の変更について

- ・ 所得割総額の比率を上げ、均等割総額の比率を下げる賦課割合の変更を行うと、均等割額が低くなるため、低所得世帯において、継続的に保険料負担を抑制する効果がある。
- ・ 賦課割合の変更にあたり、所得割総額の比率を大きくしすぎると、中間所得層の保険料負担が増えすぎる傾向となる。このため、バランスの取れた賦課割合を選択する必要がある。

イ 経過措置の実施について

- ・ 賦課割合を変更しても、なお、保険料負担の急激な増加が見込まれる世帯が生じることから、これらの世帯に対する負担緩和のための段階的な措置が必要である。

- ・ その具体的な手法については、他都市の実施状況等を参考にすると、所得割額の計算基礎となる旧ただし書き所得を減額する方法が考えられる。
- ・ 措置に要する費用は、保険料の賦課総額に含めることから、措置の対象外となる世帯の保険料負担にも配慮して、その期間や手法を検討する必要がある。

4 審議結果

国民健康保険料の所得割額の算定方式について、横浜市は、現在「市民税方式」を用いているが、政令改正により、平成 25 年度から「旧ただし書方式」に変更することとされている。この算定方式の変更は、加入世帯の保険料負担に多大な影響を与えることから、影響への対応について、当局からの説明をもとに、慎重に審議した。

その結果、当協議会としては、意見を付した上で、次の事項を審議結果として取りまとめたので報告する。

(1) 賦課割合の変更について

ア 低所得世帯の負担を軽減するため、賦課割合を変更すること。

旧ただし書方式への変更により、市民税非課税世帯にも所得割額が生じる等、低所得世帯の保険料負担が増加することから、これを軽減するために、保険料賦課総額に対する所得割総額の比率を上げ、均等割総額の比率を下げるよう賦課割合を変更すること。

イ 割合の検討にあたっては、加入世帯全体の負担のバランスを考慮すること。

賦課割合の変更は、低所得世帯の保険料負担を軽減させる一方で、相対的に中間所得層の負担を増加させることとなるため、変更後の割合の検討にあたっては、所得割総額と均等割総額の割合を 60 対 40 とする等、加入世帯全体の負担のバランスを考慮すること。

(2) 経過措置の実施について

ア 急激な保険料負担の増加を避けるため、経過措置を講じること。

賦課割合を変更しても、なお、算定方式の変更により保険料負担が急激に増加する世帯については、保険料算定の基礎となる所得を減額する等、負担緩和のための措置を数年程度、段階的に実施すること。

イ 実施内容の検討にあたっては、措置対象外の世帯の保険料負担を考慮すること。

上記措置の実施にあたっては、その費用を保険料の賦課総額に含め、加入世帯全体で負担することから、実施内容の検討にあたっては、措置の対象外となる世帯の保険料負担を考慮すること。

(3) 付帯意見

今回の算定方式の変更について十分な広報に努めるとともに、これに伴う対応策について、加入世帯に対して丁寧な周知を行うこと。